十和田市子ども医療費給付事業

お子様の外来や入院等の医療費を給付する制度です

十和田市では、子どもが病院等で診療を受けたときには、加入している健康保険の種類にかかわらず、**自己負担に係る費用（保険適用分）**を、その保護者に**給付**します。
但し、この制度を利用するためには、**資格証が必要**となります。
お子様が生まれたとき、他市区町村から転入したときは、忘れずに**申請**をしてください。

子ども医療費受給資格証の新規申請の手続き

★受給資格の要件

・給付の対象者・・・**十和田市に住民登録**があり、**健康保険に加入**している、
0歳から18歳までの子ども
（※18歳とは、18歳到達後の最初の３月31日まで）

・受給する方・・・・給付対象となる子どもを**健康保険に被扶養者**として加入させ養育している方（子ども本人が自ら健康保険に加入している場合は子ども本人）

★申請に必要なもの

・お子様の加入医療保険情報がわかるもの（資格情報のお知らせ、資格確認書）
・本人確認ができるもの（運転免許証など）
・保護者の通帳又はキャッシュカード（償還払いに使用するもの）
・印鑑（未就学のお子様の申請をする場合のみ必要）

給付内容と方法

・給付内容：保険適用分の**入院医療費**及び**外来医療費**（医科、歯科、薬局等）
・給付方法：①**現物給付**　県内の医療機関等を受診する時に、保険証と資格証を提示すると医療費を支払う必要はありません。
②**償還払い**　資格証を忘れたときや資格証が非対応の医療機関等の場合は、医療機関等の窓口で一旦支払い、後から市役所で手続きすると支払った医療費が給付されます。（申請は診療月の翌月から２年以内）

子ども医療費受給資格証の更新

★受給資格証の有効期限

・**小学校就学前児童は、最大１年間**で、お子様の誕生月の末日です。
但し、１日生まれのかたは前月の末日、６歳児のかたは小学校就学前の３月末です。
・**小学生は、最大６年間**で、小学校卒業年の３月末
・**中学生は、最大３年間**で、中学校卒業年の３月末
・**高校生相当のかたは、最大３年間**で、18歳到達後の最初の３月末までです。

★更新手続きは不要

・引き続き十和田市に在住の方には、有効期限満了月の下旬に**新資格証を郵送**します。

★資格証の再交付

・受給資格証の紛失・棄損・破損については、**再交付**できます。
お子様の資格確認書等をお持ちのうえ、再交付申請してください。

各種注意事項

★保険適用外の費用は、給付の対象とはなりません。
例えば、予防注射、検診、薬の容器代、入院時食事療養費、室料の差額、非紹介患者初診料（紹介状なしの初診料）など。

★幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校において、お子様に災害が発生したときは、**災害共済給付制度が優先**です。

★交通事故等の場合は、自賠責・任意保険の給付等が優先です。

★保険者からの高額療養費や付加給付金が優先です。
子ども医療費給付後に保険者（けんぽ協会、健康保険組合、共済組合など）から高額療養費や付加給付金を受けた場合は、後日、給付金分を市に返還していただきます。
高額療養費や付加給付に該当する場合は、先にそれらの給付を受けてから、子ども医療費給付を申請してください。

★次のような事があったときは、早めの手続きをお願いします。
①**お子様の加入医療保険**が変わった　②**振込先の預金口座**が変わった
③お子様が十和田**市外へ転出**することになった　④**生活保護を受ける**ことになった
⑤ひとり親等**他の医療費給付事業が適用**になった
※受給資格の要件を欠く資格証を使用して受給した医療費は、返還請求いたします。

子ども医療費給付事業についてのよくある質問

Ｑ１　受給資格証を医療機関に提示できなかったのですが？
Ａ　提示できず医療費の支払いをした場合は、市役所窓口へ領収書（ひと月分まとめて）、受給資格証、加入医療保険情報がわかるものをお持ちのうえ、診療月の翌月から２年以内に償還払いの申請をしてください。

Ｑ２　受給資格証を提示したのに、医療費を徴収されたのですが？
Ａ　保険適用外診療分等、給付の対象外の支払いではありませんか？
また、現物給付非対応の県外の医療機関や県内の接骨院や整骨院等では、医療費を徴収されます。
なお、入院時に「限度額適用認定証」を提示できなかった場合も、現物給付とはなりません。

Ｑ３　振り込まれた金額と領収書の金額が違うのですが？
Ａ　市から振り込まれる金額は、保険適用外診療分や付加給付金、高額療養費などを控除した後の金額です。
※付加給付金、高額療養費の詳細に関しては、ご加入の保険者へお問い合わせください。

Ｑ４　十和田市外へ引っ越しをするのですが？
Ａ　お子様が転出する際は、受給資格証をお持ちの上、市役所窓口でお手続きください。ただし、単身赴任等で保護者が転出しても、お子様がそのまま十和田市に住所を有する場合は、受給資格証は使用可能です。

Ｑ５　十和田市内の中で引っ越しをするのですが？
Ａ　基本的に手続きは必要ありません。

Ｑ６　入院予定ですが、限度額適用認定証はどうやって作るのですか？
Ａ　医療保険の保険者への申請によって作成できますので、医療保険のご担当者にお問い合わせください。
国民健康保険の方は、市役所窓口（国民健康保険担当課）で申請できます。

Ｑ７　「限度額適用認定証」を提示しないと現物給付にならないのはなぜですか？
Ａ　窓口負担分は、「高額療養費分（保険者で給付する額）」と「本人負担分（市で給付する額）」を合わせた額となりますが、その境目を決定するのは各保険者です。「限度額適用認定証」は、その区分を証明するものです。限度額適用認定証がないと、病院及び市では窓口負担分の境目がわからず、正しい請求及び給付ができないためです。

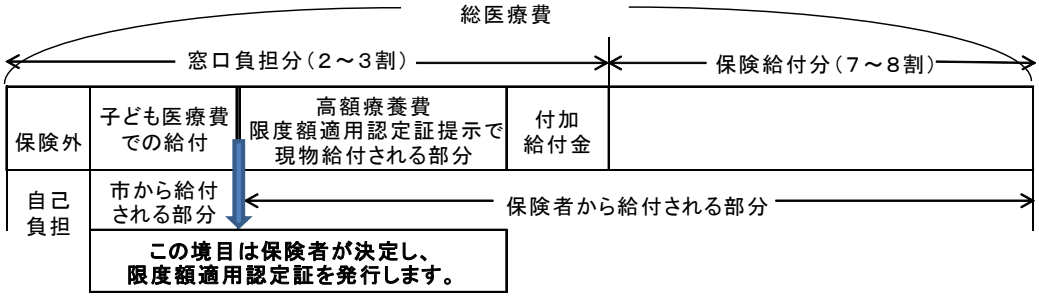

その他ご不明な点がございましたら、右記連絡先までお問い合わせください。

十和田市　こども未来応援課
子育て給付係　TEL：0176-51-6716